

◇ 令和6年度 北島町浄化槽設置整備事業補助金

補助種別		人槽	補助限度額(円)
注1)	新設	5~10人槽	90,000
注2)	設置	5人槽	332,000
		7人槽	414,000
		10人槽	548,000
	注3) 宅内配管		300,000
	注4) 撤去		120,000

転換は、最大
968,000円の補助！！

例) 転換・10人槽

設置 548,000円
宅内配管 300,000円
撤去 120,000円
合計 968,000円



注1) 建替、増改築等で建築確認申請を伴う場合は、新設補助の対象となります。(住民票の添付が必要)

注2) **既設単独槽又はくみ取り槽の撤去を伴う転換が対象です(原則)。**

既設槽撤去により家屋倒壊等の恐れがある場合(様式第13号)、有効活用する場合はご相談ください。

注3) 宅内配管補助を受ける場合、当該工事に関して町の他の制度による補助金を受けていない、又は受けようとしていない方。

注4) 転換の際に撤去補助を受けるには、既存槽を完全に撤去する必要があります。

◇ 受付期間

令和6年4月1日~12月27日

ただし、予算がなくなり次第受付は終了します。

◇ 補助金交付申請の手続き

1. 補助金交付申請書(第1号様式) <工事着手前(転換の場合は撤去前)に提出して下さい>

- ・令和6年度の補助申請受付期間: R6. 4. 1(月)~R6. 12. 27(金)
- ・浄化槽工事、既設槽撤去、宅内配管の着手後に申請をしても、補助の対象にはなりません。

2. 補助金交付決定通知

(決定後郵送)

- ・交付決定まで10日程度かかります。
- ・変更が生じた場合適宜申請(第4号様式)
- ・変更・廃止届は必ずR7. 1. 31(金)までに提出

3. 浄化槽設置工事着工~完了

4. 実績報告書(第6号様式)提出

<実績報告書はR7. 3. 31(月)までに提出して下さい>

- ・R7. 3. 31までに工事が完了しない場合(使用開始できない等)、実績報告書が提出できない場合は、補助金の交付ができません。

5. 補助金交付額確定通知

(確定後郵送)

6. 補助金交付請求書(第9号様式)提出

- ・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)の写しが必要となります。

7. 補助金交付(口座振込)

◎詳細については『北島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱』に記載しています。

注) 補助対象外となる区域について

下記区域は補助対象地域から除かれます。

- ・グリーンタウン地域
- ・公共下水道事業認可区域

※) 補助対象地域内においても専用住宅用以外等については対象外となります。
(店舗のみ、建売り、賃貸目的などは補助対象外です)

〔 ご不明な点、ご質問がありましたら 北島町役場 下水道課まで
お問い合わせください。 TEL:698-9818 FAX:698-2175 〕